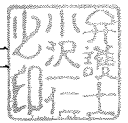


訴状

令和2年8月3日

5 東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 小沢一仁



当事者の表示：別紙当事者目録記載のとおり

10

損害賠償等請求事件

訴訟物の価額：3,803,300 円

貼よう印紙額：25,000 円

15

第1 請求の趣旨

1 被告らは、原告に対し、連帯して、2,203,300 円及びこれに対する令和元年11月12日から支払済みまで、年5パーセントの割合による金員を支払え

20

2 被告らは、別紙書籍目録記載の書籍を複製し、頒布してはならない

3 被告らは、別紙書籍目録記載の書籍を廃棄せよ

4 訴訟費用は被告らの負担とする

との判決並びに第1項につき仮執行宣言を求める。

25

第2 請求の原因

1 当事者

(1) 原告

原告は、インターネット SNS サイト「Twitter」(以下「Twitter」とい
5 う。)において、「@iroa1991」とのユーザー名で活動する個人である(甲
1:原告 Twitter アカウントトップページ)。

(2) 被告石川優実

被告石川優実(以下「被告石川」という。)は、東京都に居住する個人
である。

10 被告石川は、2019年(平成31年)1月24日、Twitter上で、概要「職
場でハイヒールやパンプスの着用を女性に義務づけることは許容される
べきでない」という趣旨のツイートをし、多数の賛同を得たことをきっか
けに、「靴」と「苦痛」に「MeToo」を掛け合わせた、「KuToo(クートウ
ー)」と称する社会運動(以下「本件運動」という。)を行っている者であ
15 る(甲2:ウィキペディア)。

その後、被告石川は、インターネット署名収集サイト「Change.org」に
おいて、「#KuToo 職場でのヒール・パンプスの強制をなくしたい!」
と題するキャンペーンを展開し(甲3:「#KuToo 職場でのヒール・パ
ンプスの強制をなくしたい!」と題するキャンペーン)、2019年(令和元
20 年)6月3日、同キャンペーンで集めた18,856人分の署名を厚生労働省
に提出した(甲2)。

被告石川は、本件運動による功績が評価され、2019年(令和元年)10
月、英国放送協会(BBC)の「100人の女性」(100 Women)に選出され
た(甲4:「「#KuToo」提唱者ら選出=「100人の女性」に日本人2人—
25 英BBC)」と題する記事)。

そして、被告石川は、2019年(令和元年)11月12日、被告石川が執

筆した別紙書籍目録記載の書籍（以下「本件書籍」という。）を、被告株式会社現代書館（以下「被告現代書館」という。）から出版した（甲5：本件書籍）。

さらに、令和元年年末には、「#KuToo」が新語・流行語大賞でトップテン入りし、被告石川が受賞した（甲2）。

令和2年7月5日時点の被告石川のツイッターアカウントのフォロワー数は、約3.1万人であり（甲6：被告石川 Twitter アカウントトップ）、被告石川はほぼ毎日10件単位でツイートをして、意見等を発信している。

被告石川はニュース記事として取り上げられることも多く、近時では自身の YouTube チャンネルをも開設した。

以上のおり、被告石川は社会的影響力が非常に強い人物である。

（3）被告現代書館

被告現代書館は、東京都千代田区に本店を置く、本件書籍の出版社である（甲5、甲7：履歴事項全部証明書）。

2 事案の概要

本件は、原告が Twitter 上で、本件運動に賛同する、アカウント名「ゴリラ@孫向文にブロックされました（絵文字略）」ユーザ名「@asf17074127」と称する人物（以下「本件会話相手」という）との間で、別紙スレッド目録記載のスレッド（以下「本件スレッド」という。）において、女性の服装について議論をしていたところ（甲8-1：スクリーンショット、甲8-2：「石川優実さんの KuToo 本で被害を訴える「はるかちゃん」に DM 取材してみました」と題する記事。なお、甲8-1 は実際の Twitter 上でのやり取りであるが、甲8-1 では本件会話相手のツイートを確認することができない。そこで、やり取り全部が表示されている甲8-2 として提出する。）、実際には、原告と本件会話相手との会話の最後に原告がした、別紙ツイート目録記載のツイート（甲8-1 の6頁。以下「本件ツイート」という。）に対し、被

告石川が引用ツイートをして意見を述べたに過ぎないのに（甲9：スクリーンショット）、本件スレッドにおける前後のやり取りの流れを一切無視し、本件ツイートの文言を一部変更して、「職場における女性の靴問題に関する運動（本件運動）について、原告が被告石川に対し、唐突に男性が海パン（注：海水パンツ。以下同じ。）で職場に出勤することの是非を問いつつ、#KuTooのハッシュタグを付けて本件運動を批判したので、被告石川がこれに反論した」と解釈できる体裁で本件書籍に掲載し、さらにこれに対して、原告の人格を否定する評価を行う別紙対象記事目録記載の記事（甲5の72頁、73頁）以下「本件記事」という。）を掲載したことが、原告の著作権（複製権又は

5

10

15

翻案権）、著作者人格権（同一性保持権）及び名誉感情を侵害するものとして、原告が、本件書籍の著者である被告石川及び本件書籍の出版社である被告現代書館に対し、（共同）不法行為に基づく損害賠償請求権として2,203,300円の支払いを、また、著作権法112条1項に基づき本件書籍の販売差し止めを、さらに、著作権法112条2項に基づき本件書籍の廃棄をそれぞれ求める事案である。

なお、被告石川は自身のホームページにおいて、俳優、ライター、アクティビスト、フェミニストとして活動している旨表示しているが（甲10：スクリーンショット）、原告は、これら被告石川の諸活動や、本件運動等の是非を問題にするものではない。あくまでも、被告石川が本件ツイートの本来の趣旨を歪めて本件書籍に掲載し、出版したことにより、原告の著作権、著作者人格権、名誉感情が侵害されたことを問題にするものである。

20

3 被告らの原告に対する（共同）不法行為に基づく損害賠償請求権の発生

（1）複製権侵害

ア 本件ツイートの著作物性

本件ツイートは、本件スレッドにおける本件会話相手との従前の会話内容を踏まえ、職場における服装に係るTPOの一例として「男性が海パ

25

ンで出勤しても#kutoo の賛同者はそれを容認するということによろしいですか?」との意見を述べるものである (甲 8-2)。

以上によれば、本件ツイートは、原告の意見に対する本件会話相手の理解を促すために創意工夫してされたものであり、原告の個性が表れている表現行為であるから、原告の著作物である (なお、匿名掲示板に投稿された記事の著作物性等について、東京地判平成 14 年 4 月 15 日・判タ 1098 号 213 頁 (甲 11)、同控訴審東京高判平成 14 年 10 月 29 日 (甲 12) 参照)。

イ 複製権侵害

複製というためには、第三者の作品と細部まで一致することを要するものではなく、その特徴から当該作品であることを知りうるものであれば足りる (最一小判平成 9 年 7 月 17 日・民集 51 卷 6 号 2714 頁参照)。

被告石川は、本件ツイートについて、「#kutoo」を「#KuToo」と変更したことを除き、本件ツイートの本文をそのまま本件書籍に記載した。したがって、被告石川は本件ツイートを複製した (甲 5 の 72 頁、甲 8-1)。

そして、原告は被告石川に対し、この複製を許諾していない。よって、本件記事は原告の本件ツイートに係る複製権を侵害するものである (なお、仮に複製とはいえなくても、少なくとも翻案権を侵害する。)

ウ 引用の抗弁が成り立たないこと

(ア) はじめに

本件では、本件書籍が著作権法に違反しているとのインターネット上の意見に対し、被告現代書館がホームページ上で反論の声明を公表している (甲 13-1:「石川優実著『#KuToo』について読者のみなさまへ」と題する記事、甲 13-2:「『#KuToo』についてのウィキペディアへの書き込みについて 読者のみなさまへ」と題する記事、甲 13-3:「ウィキペディア投稿者に抗議する」と題する記事)。

これらの声明の内容によれば、本件において被告らは、原告の複製権侵害の主張に対し、引用の抗弁を主張するものと強く予想されるため、あらかじめ引用の抗弁が成り立たないことにつき主張する。

(イ) 引用の成否の判断基準について

5 他人の著作物を引用して利用することが許されるためには、引用して利用する方法や態様が公正な慣行に合致したものであり、かつ、引用の目的との関係で正当な範囲内、すなわち、社会通念に照らして合理的な範囲内のものであることが必要であり、著作権法の目的（著作権法 1 条）をも念頭に置くと、引用としての利用に当たるか否かの判断においては、他人の著作物を利用する側の利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無・程度などが総合考慮されなければならない（総合考慮説。知財高裁平成 22 年 10 月 13 日・「絵画鑑定証書事件」控訴審判決）。

15 (ウ) 本件への当てはめ

i 本件記事が公正な慣行に合致しないこと

(i) 公正な慣行に合致するか否かの判断基準

公正な慣行に合致するか否かは、世の中で著作物の引用行為として実態的に行われており、かつ、社会感覚として妥当なケースと認められるべきか否かによって判断されるべきである（加戸守行著「著作権法逐条講義 六訂新版」266 頁）。

(ii) 本件ツイートの利用が公正な慣行に合致しないこと

a 本件書籍が第三者のツイートを引用する目的

25 本件書籍（甲 5）の 58 頁、59 頁によれば、本件書籍が第三者のリツイートを利用する目的は、本件運動について、インターネット署名サイト Change.org で集まった署名（甲 3）を被告石川が厚生労働省

に提出したことを契機に、ツイッター上で被告石川に対する数多くの「クソリップ」(定義については訴状9頁2行目以下で述べる。)が投稿されたことについて、被告石川を「攻撃したリプライをツイッターの中から引っ張り出し」「『物言う女』に嫌悪を抱くメンタリティーの危うさを読者とともに考えて」いくことにある。

b 本件ツイートの趣旨が歪められて本件書籍に掲載されたこと

(a) 本件ツイートの本来の趣旨

本件ツイートの本来の趣旨は、本件会話相手に対し、職場における服装のTPOを理解させるために、極端な例を用いて説明を試みたというものであった。

すなわち、本件スレッド記載のとおり、本件ツイートは、本件運動に関するインターネット上の記事について、本件運動に好意的な意見を述べるツイート(染谷明日香@ピルコン 12/18 セイシルOPEN!のツイート)を批判するツイート(匡(たすく) ※色々勉強ちう司書さん@FGOのツイート)に対し、本件会話相手が、「女は革靴を履いちゃダメなんてTPOは間違ってます」「男は革靴を履いてもいいけど、女は革靴を履いちゃダメなんてTPOは間違ってますね」という意見を述べたことについて、原告が「そもそも女が革靴を履いちゃダメな認識って女の人が広めてる認識デスヨネ」と意見を述べたことに端を発するものである(甲8-2)。

なお、本件運動は、職場で女性がハイヒールやパンプスの着用を強制されないことを主張するものであり(甲3)、「男は革靴を履いてもいいけど、女は革靴を履いちゃダメなんてTPOは間違ってますね」との意見とは直接関係しないものである。

その後、本件スレッド記載のとおり、原告と本件会話相手との間では、職場における服装規定(就業規則等により、特定の服装を義

務づけられること。)と、服装の TPO (強制はされないものの、時と所と場所に応じた服装を選ぶこと。)に関する会話がされた (甲 8-2)。

そして、原告は、本件会話相手が、原告の TPO に関する主張を理解していないと考えたため、これを理解させるために、あえて、
5 「ではまず TPO について説明しましょう あなたが山へ登る時あなたは裸足に海パンで山へ登りますか？」と質問した (甲 8-2)。この質問は、あくまでも「登山」における服装の TPO に関するものであり、「職場」の服装に関するものではない。

その後、これに対し、本件会話相手が「職場に女性が水着で入ってきてても、男性は女性の服装に文句を言わないんですか？」と、「職場」において女性が水着を着ることの是非について質問をしてきたため、その流れで、原告は本件会話相手に対し、本件ツイートをするに至った (甲 8-2)。

15 なお、原告がここで「#kutoo の賛同者」との文言を用いたのは、本件会話相手が最初に「KuToo に賛同します」と述べたからである (「#kutoo の賛同者」とは本件会話相手を指すものである。)

20 以上のとおり、本件ツイートの本来の趣旨は、本件会話相手に対し、職場における服装の TPO を理解させるために、極端な例を用いて説明を試みたというものであった。

(b) 本件書籍上の本件ツイートの趣旨

ところが、本件書籍上の本件ツイート (以下「本件書籍上ツイートという。)の趣旨は、「職場」における女性の靴問題に関する運動 (本件運動) について、原告が被告石川に対し、唐突に、男性が海パンで職場に出勤することの是非を問いつつ、#KuToo のハッシュタグを付けて本件運動を批判したというものになっている。理由は

以下のとおりである。

① 本件書籍が批判の対象とする「クソリップ」の定義

5 本件ツイートは、本件書籍 57 頁以下の「2 #KuToo バック
ラッシュ実録 140 字の闘い」の章（以下「2 章」という。）で
取り上げられた。なお、「バックラッシュ」とは、「ジェンダー運
動などの流れに反対する運動・勢力」を指す（甲 14：ウィキペ
ディア）。したがって、本件ツイートが「バックラッシュ」に該
当することが本件書籍の前提となっている。

10 ここで、本件書籍 2 章冒頭（甲 5 の 57 頁）に「バックラッシ
ュ実録」との記載があるにもかかわらず、2 章の前書きにあたる
58 頁、59 頁には「バックラッシュ」との記載がなく、専ら「ク
ソリップ」について記載がされていることからすれば、少なくとも
2 章において、本件書籍は「バックラッシュ」を「クソリップ」に
置き換えている。

15 そして、本件書籍（甲 5）の 7 頁によれば、「クソリップ」とは、
「ツイッターの返信機能を使って、見当外れな内容や中傷的な
言葉を投稿すること」と定義されている（一般的な理解と齟齬が
ないものと思われるため、以下これを「一般的定義」という。）。

20 他方で、本件書籍（甲 5）の 58 頁では、「クソリップ」の定義を
「リプライや引用リツイート機能による誹謗中傷、#KuToo のハ
ッシュタグをわざわざつけたバッシングツイート」とするよう
な記載もある（一般的定義より拡張された定義である。以下これ
を「拡張的定義」という。）。

25 なお、一般的定義と拡張的定義のどちらを採用するのか、本件
書籍の記載からは明らかではない。

② 本件書籍上ツイートの趣旨

前記(i)で述べたとおり、本件ツイートは、本件会話相手との会話の一部であり、「#kutoo の賛同者」は本件会話相手を指すものである。そのため、「#kutoo」の部分はハッシュタグ化していない（当時の原告がハッシュタグの付け方を正確に理解していなかったこともあるが（甲8-2）、いずれにしても、2者間の会話であり、わざわざハッシュタグを付けて本件運動をバッシングしようとする意図など全くなかった。）。したがって、本件ツイートは本来、拡張的定義にあたらぬ。

しかし、本件書籍上ツイートでは本件ツイートの「#kutoo」が「#KuToo」とハッシュタグ化されており、本件ツイートが拡張的定義にあたるように変更されている（したがって、そもそも本件記事は本件ツイートを正確に掲載していない。）。

また、本件記事（甲5の72頁部分）は、全体として、Twitterのスレッドの形式を模倣しており（甲8-1参照）、原告のアカウントアイコンの上部には、一連のスレッドであることを示す縦線が引かれている。

これに加え、本件ツイートが被告石川に対する「クソリップ」（返信）とされていることからすると、本件ツイートは被告石川に対する直接の返信の趣旨で本件書籍に掲載されている。

以上によれば、本件書籍上ツイートの趣旨は、職場における女性の靴問題に関する運動（本件運動）について、原告が被告石川に対し、唐突に男性が海パンで職場に出勤することの是非を問いつつ、#KuTooのハッシュタグを付けて本件運動を批判したというものになる。

c 被告石川が意図的に本件ツイートの趣旨を歪めたこと

(a) 原告が被告石川に対し本件ツイートは被告石川に対するもので

ないと指摘したにもかかわらず被告石川がこれを無視したこと

原告は本件会話相手と服装の TPO について話をしていただけなのに、その会話の最後に、突然被告石川から引用リツイートをされた。したがって、リプライはむしろ被告石川が原告に対してしたのであり、原告が被告石川に対してリプライしたのではない。

また、本件書籍（甲 5）の 73 頁では、「なんで女性の靴問題の逆が水着になるんだよ」「#KuToo を男性が海パンで出勤する話に繋げるこの人の思考回路、どうなっているんだろう。この人が海パンで出勤したい願望があるのかな？」などと、本件ツイートが本件運動を批判するものであることを前提とした批判をしているが、これも、原告が被告石川に直接リプライしたことを強調するものである。

そして、被告石川の引用リツイート後、原告は直ちに被告石川に対し、「ああ、あなたとはそんな話はしていませんよ？ゴリラさんが無茶なことを仰るのでそう返したのです」と指摘したが（甲 9）、本件記事ではこの原告のツイートが無視されている。その理由は、この指摘を含めて掲載してしまうと、本件ツイートが被告石川に対するリプライでないことが、読者に判明してしまうからである。

(b) 本件ツイート以外にも趣旨を歪められるなどしたツイートが複数存在すること

本件書籍では、合計 57 のツイートが「クソリップ」として掲載されているが、本件ツイート以外にも、実際のツイートによれば「クソリップ（拡張的定義を含む）」に該当しないものを掲載したり、掲載の際にツイートの一部を削除したりして趣旨を歪めたりするものが複数存在し、インターネット上でも問題点等がまとめられている（甲 15：スクリーンショット。「「 #KuToo (クートゥー): 靴から考える本気のフェミニズム」への批判点の整理」と題する記事)。

以下ではこのうち主なものを例示する。

① 本件書籍（甲 5） 70 頁

拡張的定義に該当しない。

また、実際のツイートは、甲 3 の署名サイトで用いられていた靴の画像が、かかとの高さが 10 センチメートルもあるハイヒールから、かかとの低い靴の画像に変わったことを指摘し、（このような高いヒールの着用を義務づけている職場が仮に存在するとしても、かなり少数と思われるため）変更前の写真のままだと甲 3 が誇大キャンペーンであったとの意見を述べる
5
10
15
20
25
ことが主題であったが（甲 16: @miyabi39mama のツイート。なお、その後被告石川も変更前の写真が不適切であることを認め、「#KuToo よくある質問 FAQ」と題するページ（甲 17）において経緯等の説明をしている。）、本件書籍 70 頁では、この被告石川にとって不都合な部分が削除されている。

そして、実際のやり取りは、甲 3 のリンクを貼った単独のツイートに、被告石川が引用リツイートをしたというものであったが（甲 18: @miyabi39mama のツイートに対する被告石川の引用リツイート）、本件書籍 70 頁では被告石川に対する直接のリプライのような体裁で掲載された。

さらに、本件書籍 71 頁では、「気は確かなのかな?」「挙句の果てにはアカウント名含め書籍にまで載っちゃって」「あ、私が書籍デビューしたと同時にこいつのおかしな思想が私の本に載っちゃったのか」「引用掲載おめでとう」などとの記載がされ、@miyabi39mama のツイートが「クソリプ」であることが強調された。

以上のとおり、本件書籍では@miyabi39mama のツイートが

被告石川に対する「クソリップ」の趣旨に歪められている。

② 本件書籍（甲 5） 76 頁

拡張的定義に該当しない。

5 また、実際にはこのツイートは、毎日新聞のインターネット記事について意見を述べる単独のツイートであり（甲 19：@ibaichi10 のツイート。なお、リンク先の記事については甲 20 参照。本件運動が主題となっているものではない。）、実際のやり取りは被告石川がこのツイートに対して引用リツイートをしたというものであるが（甲 21：@ibaichi10 のツイートに対する被告石川の引用リツイート）、本件書籍 76 頁では、ニュース記事の部分が削除されたうえで、被告石川に対するクソリップの趣旨に歪められている。

③ 本件書籍（甲 5） 124 頁

15 インターネット上の記事の一部を引用しただけのツイート（甲 22：@yaya_weedflower のツイート。@yaya_weedflower 固有の意見は述べられていない。なお、リンク先の記事については甲 23 参照。最後から 2 段落目がツイートの引用されている部分である。）である。

20 本件書籍出版前に、被告石川もそのことを知ったのに（甲 24：被告石川のツイート）、本件書籍 124 頁では引用された記事が表示されている部分が削除されている。

25 また、実際には単独ツイートの被告石川が引用リツイートをしただけなのに（甲 25：@yaya_weedflower のツイートに対する被告石川の引用リツイート）、被告石川に対するクソリップの趣旨に歪められ（本件書籍 125 頁 2 行目冒頭には、「私へのツイート」とまで記載されている）、本件書籍 125 頁冒頭で「あなたは

洗脳されているんだよ系」などと酷評されている。

④ 本件書籍（甲 5） 114 頁

5 実際の被告石川のツイートは「私ずっと、『男性の履いている
ような革靴を選択肢に入れてください』って言ってます」という
ものであったが（甲 26：被告石川のツイート）、本件書籍 114 頁
ではこの被告石川のツイート部分に加筆がされている。

10 また、@satoko_tea は最終的に被告石川に好意的なツイート
をしていたにもかかわらず（甲 26）、本件書籍には反映されず、
クソリプとされたうえで、本件書籍 115 頁では「実は自分がこ
じれてる系」「お前がこじらせ人間だ！」などと酷評されている。

(c) 趣旨を歪める動機があったこと

① 概要

15 本件書籍 2 章の執筆にあたっては、被告石川を「攻撃したリブ
ライをツイッターの中から引っ張り出し」「『物言う女』に嫌悪を抱
くメンタリティーの危うさを読者とともに考えて」いくとする 2 章
の目的に照らし、本件書籍の内容を、より説得的なものにするため
に、様々な種類のクソリプを収集する必要がある。

20 そして、特定の類型に合致しそうな内容ではあるものの、原文の
ままでは合致すると言い切ることが難しいツイートについては、合
致するようにその内容に変更を加える必要がある。また、現にそ
のように変更がされている。

したがって、被告石川には本件ツイートの趣旨を歪める動機が
あった。以下詳述する。

② クソリプを類型化するためにツイートを収集する必要がある 25 こと

本件ツイートが投稿されたころ、被告石川に対する批判的な意

見が Twitter 上に多く存在した。そのため、被告石川としては、特に変更等を加えずそのまま正確に引用するだけでも、本件書籍上の引用の目的に合致するツイートを、いくらでも探すことができたはずである。しかし、被告石川はそうしなかった。

5 ここで、被告石川は、本件書籍を出版する直前にインターネット記事の取材を受けている（甲 27-1～甲 27-3：「[#KuToo] 石川優実さんはなぜ Twitter のクソリプに反応し続けるのか」と題する記事）。この記事によると、被告石川は、「本に載せるにあたっては約 50 種類のクソリプを厳選しました。推敲の時点では、倍の 100
10 種類近くはありましたね（笑）。」と述べている（甲 27-2）。

 この、「種類」という記載と、本件書籍でクソリプを掲載している見開き右側のページの冒頭「～系」という記載からすると、被告石川は、本件書籍において、様々な「類型」のクソリプを扱おうとしていたことが明らかである。同じような類型のクソリプばかりを集めていては単調な内容になるため、書籍の魅力が失われるからである。
15

 このことは、被告石川が本件書籍出版直前の令和元年 11 月 14 日に、同年 6 月 25 日に投稿された@heta_uma のツイートに対し「カモさんのこのツイート、めっちゃ参考にさせていただきました！」
20 と引用リツイートをしたこと（甲 28-1：被告石川のツイート）、当時の@heta_uma のツイートでは、本件運動に批判的な人物の類型化が試みられていたこと（甲 28-2：@heta_uma のツイート）によっても裏付けられている。

 以上のとおり、被告石川にはクソリプを類型化するために、ツイートを収集する必要があった。
25

③ 類型に合致しないツイートの内容を変更する必要があったこと

5 当時、たとえ被告石川に対し多数のクソリプがされていたとしても、多様なタイプのクソリプを探し出すのは容易ではなかったはずである。そのため、被告石川は、とりあえず検索したツイートを読み、特定の類型に振り分けられそうなツイートを探し、保存していた。

このことは、甲 28-2 の@heta_uma のツイートがされた直後の令和元年 6 月 28 日に、被告石川が、「ここまでたくさんのクソリプに時間と労力を使ってきましたが、何らかの形で仕事に繋がりそうだよ」(甲 29-1: 被告石川のツイート)、同年 7 月 6 日に「今クソリプ仕事で集めてるんです笑」(甲 29-2: 被告石川のツイート)とツイートしていることから明らかである。

しかし、収集したツイートは、特定の類型クソリプを想定して投稿されたものではないから、なかにはこれに当てはめるために、内容を変更する必要があるものがあつた。

15 ④ 現に類型に当てはめるための変更等がされたこと

被告石川は、約 50 種類のタイプのクソリプに絞った (甲 27-2) 結果、その内の複数のツイートが、そのまま正確に引用したのでは各類型に該当しないので、これらに合致するように変更等を行った。

すなわち、本件ツイートについては、ハッシュタグになっていない「#kutoo」のままでは本件会話相手との二者間の会話にしかならず、本件書籍 (甲 5) 73 頁の「逆が全然逆じゃない系」の類型に当てはまらないうえに、同頁記載の批判も成り立たないため、本件運動に向けたツイートの趣旨に変える必要があつた。そのため、「#kutoo」をハッシュタグ「#KuToo」に変更した。

25 また、訴状 11 頁 18 行目以下で例示した①については、甲 3 のウェブページのリンク及びこれに関連する記載がされたままでは

被告石川に向けたツイートにならないため、これを削除した。

同②についても、甲 20 のウェブページのリンク及びこれに関連する記載がされたままでは被告石川に向けたツイートにならないため、これを削除した。

5 同③については、甲 23 のウェブページのリンク及びこれに関連する記載がされたままでは、本文が甲 23 の内容を引用しただけのものであり、被告石川に向けたツイートにならないため、これを削除した。

10 以上のおり、本件では、現に類型に当てはめるための変更等が複数された。なお、上記は例示であり、本件書籍ではほかにも同趣旨の変更等がされている部分がある（甲 15 参照）。

⑤ 小括

以上のおり、被告石川には本件ツイートの趣旨を歪める動機があった。

15 (d) 小括

以上のおり、本件書籍 2 章では、本件ツイートを含む複数のツイートについて、2 章の目的に沿うように変更等が行われ、その趣旨が歪められている。

20 このことに加え、被告石川に対するツイートでないことや、他人のブログを引用したことを指摘されたのにこれを無視し、さらにはこれらの指摘を回避するための変更（「#kutoo」を「#KuToo」に変更する、ブログ記事に関する部分を削除する）がされたこと、被告石川には本件ツイートの趣旨を歪める動機があったことからすると、これらの変更等は偶然や過失によるものではなく、明らかに意図的なものである。

25 d 小括

以上によれば、本件記事は本件ツイートの趣旨を意図的に歪めるものである。

このような利用態様は、世の中で著作物の引用行為として実態的に行われているとも、社会感覚として妥当なケースと認められるとも到底いえない。

したがって、本件ツイートの利用が前記（i）で述べた公正な慣行に合致しないことは明らかである。

iii 本件ツイートの利用が引用の目的上正当な範囲内ではないこと

(i) 引用の目的

本件運動について、インターネット署名サイト Change.org で集まった署名（甲 3）を被告石川が厚生労働省に提出したことを契機に、ツイッター上で被告石川に対する数多くの「クソリップ」が投稿されたことについて、被告石川を「攻撃したリプライをツイッターの中から引っ張り出し」「『物言う女』に嫌悪を抱くメンタリティーの危うさを読者とともに考えて」いくことである。

(ii) 利用範囲に合理性がないこと

本件ツイートは被告石川や本件運動に対するものではなかったのだから、利用されること自体そもそも誤りである。

したがって、本件書籍で本件ツイートを利用することの合理性は全くない。

(iii) 本件ツイートの利用が原告に甚大な悪影響を及ぼすこと

本件書籍上ツイートによれば、原告は、被告石川に対し、クソリップをする者であるから、本件書籍の読者は原告に対し、批判的な感情を持つ。

しかし、本件書籍上ツイートは原告の真意に反するものであるから、本件書籍の読者に批判的な感情を持たれること自体、原告としては耐

えがたいものである。

また、書籍では、Twitterのように、発信された情報に対し直接反論することができないため、広められた誤った認識を正すことが極めて困難である。

5 また、後述するとおり、本件書籍に本件ツイートを掲載した行為は、原告の名誉感情を違法に侵害するものである。

以上よれば、本件ツイートの利用が原告に甚大な悪影響を及ぼすことは明らかである。

(iv) 小括

10 以上によれば、本件ツイートの引用は社会通念に照らして合理的な範囲内のものとは到底いえない。

(エ) 小括

以上によれば、被告らの引用の抗弁は成り立たない。

エ 小括

15 以上によれば、被告石川の行為は原告の著作権（複製権又は翻案権）を侵害するものである。

(2) 著作者人格権侵害

20 訴状9頁26行目以下で述べたとおり、本件記事は、本件ツイートの「#kutoo」（ハッシュタグになっていない）を、「#KuToo」（本件書籍内でハッシュタグの意味で用いられている。）に変更した。

Twitterにおいてハッシュタグを用いる趣旨は、ハッシュタグに記載された事柄（「#KuToo」であれば本件運動）に向けた意見等を発信するとともに、第三者による検索を容易にして、自身の意見をより広く世の中に伝えようとする点にある。

25 このことと、原告が単に本件会話相手を指すために「#kutoo」を用いたこととは、趣旨が全く異なる。

以上によれば、外形上は「#kutoo」を「#KuToo」と変更することにたいした違いはないが、それぞれが持つ意味は決定的に異なるものであるから、当該変更は重大なものであって、当該変更により本件ツイートにかかる原告の思想又は感情の創作的表現は改変された。

5 したがって、被告石川の行為は、原告の著作者人格権（同一性保持権）を侵害するものである。

(3) 名誉感情侵害

ア 本件記事が原告の名誉感情を侵害すること

10 訴状9頁26行目以下、同10頁25行目以下で述べたとおり、本件記事は、本件ツイートの「#kutoo」を、「#KuToo」に改変し、原告が、単に本件会話相手を指すために用いた用語をハッシュタグとすることにより、本件ツイートの趣旨を、被告石川に対する「クソリップ」となるように歪めた。

15 そして、被告石川は、趣旨を歪められた本件ツイートに対し、「#KuTooを男性が海パンで出勤する話に繋げるこの人の思考回路、どうなっているんだろう。この人が海パンで出勤したい願望あるのかな?」「こういう人たちって、リアルな会話ではどうなってるんだろうか……。リアルでもこんなに会話が噛み合わないのかなあ。でもさすがに対面でこんなへんてこりんな人に会ったことないし……。Twitterになると急にバグるとか?」などとして、原告が、現実社会では存在しないほど特異な人物であるとの意見を述べた。

20 しかし、上記意見の前提となる本件ツイートの趣旨が歪められている以上、係る被告石川の意見は全体として全く的外れなものである。

25 本来とは異なる趣旨に歪められたツイートを、あたかも原告の真意に基づくツイートであるかのような体裁で掲載され、さらには歪められたツイートに対する被告石川の批判が、さも正当なもののように広められ

5
ることは、原告にとってこの上ない屈辱である。したがって、本件記事は原告の名誉感情を侵害するものである（なお、令和2年7月4日時点でも、横須賀市の市議会議員を5期務めている社会的信用性の高い人物が、本件ツイートを含む2章に掲載されているツイート全部がクソリップであると認識している（甲30：@ycc_hfのツイート）。）。

10
なお、民事事件では主観的名誉が社会通念上許容される範囲を超えて侵害されれば不法行為となる（東京高判平成9年12月25日判タ1009号175頁）。刑事事件における侮辱罪のような公然性は求められないし、匿名アカウントであり、かつ、実社会上の原告との間に同定可能性がなくとも、名誉感情の侵害は認められる（同定可能性は外部的名誉の侵害の前提として必要となるものであり、内部的な名誉感情の侵害を検討する際には必要ではない。）。

イ 名誉感情の侵害の程度が社会通念上許容される範囲を超えること

15
冒頭（訴状2頁7行目以下）で述べたとおり、被告石川は社会的影響力が極めて強い人物である。

20
また、被告石川は、ツイッター上で、2019年11月4日に被告石川がした、本件書籍を宣伝するツイートを固定しており（甲6）、さらには毎日のように本件書籍を宣伝している（甲31：被告石川のツイート）。これにより新たな購入者が増えれば、本件書籍上ツイートはさらに世の中に広まる。

25
以上に加え、前記ア（訴状20頁8行目以下）で述べたとおり、真意に反するツイートが、真意に基づくツイートであるかのようにされ、本来的外れな被告石川の批判が正当なものであるかのように広められることは、原告にとってこの上ない屈辱である。

したがって、本件記事は、社会通念上許容される範囲を超えて、原告の名誉感情を侵害するものである。

なお、原告は、ツイッター上で匿名アカウントとして活動している者であるところ、匿名ゆえに名誉感情の侵害の程度が社会通念に照らし許容される範囲を超えないとの見解もあり得るところである。

5 しかしながら、現実社会における他人の目を気にしなくて良いという意味において、匿名アカウントはむしろ、当該アカウント保有者の人格を忠実に反映しているといえることができる。

10 いわゆる捨てアカウントのように、匿名を盾に、およそ正当性を見いだすことができないような誹謗中傷記事を繰り返し投稿するような者であれば格別、原告のように、アカウントを作成してから約 8 年が経過し、1,500 余りのフォロワーを獲得し、20,000 件を超えるツイートをしてきたアカウント（甲 1）については、原告の人格が十分反映されているものといえる。

15 そして、インターネットによる人と人との交流が、日常的なものとなっている現代社会において、原告の人格が反映された本件アカウントに対しその名誉感情が侵害されれば、実社会上の原告の名誉感情も同じく侵害されるものである。匿名アカウントであることを理由に、原告の名誉感情の侵害が社会通念上許容される範囲を超えないとされる理由はない。

(4) 原告の損害

ア 財産的損害

20 本件書籍は全体で 222 頁であり、本件ツイート複製（又は翻案）部分は、本件書籍 72 頁の約 2 分の 1 である。また、本件書籍は税別 1300 円である（甲 5）。そうすると、本件書籍 1 冊あたりで被告石川が得た利益の内、本件ツイートに相当する額は、2 円である（ $1300 \text{ 円} \div 222 \text{ 頁} \div 2 \div 2.927$ 。小数点以下切り捨て）。

25 そして、被告石川の Twitter フォロワー数が 30,000 を超えることや、被告石川が Twitter 上で本件書籍を頻繁に宣伝していることからすると、

本件書籍の発行部数は少なくとも 10,000 部に達したものである。

また、被告石川は印税方式により利益を得ているものと思われるが、印税率は 15%であることが想定される。

5 以上によれば、原告の財産的損害は 3,000 円である (2 円×10,000 部×15%)。著作権法 114 条 3 項)。

なお、被告らの認否等の結果次第では、原告は、著作権法 114 条の 3 第 1 項に定める書類等の提出の申立てを行う予定である。

イ 精神的損害

(ア) 著作者人格権侵害

10 原告は、本件ツイートに係る著作者人格権 (同一性保持権) を侵害された。

被告石川は社会的影響力の大きい人物であるところ、本件書籍で本件ツイートの趣旨を歪められて掲載されたことにより原告が受けた精神的苦痛を金銭に評価すると、その額は 500,000 円を下らない。

15 (イ) 名誉感情侵害

前記 (3) (訴状 20 頁 7 行目以下) で述べたとおり、原告は、本件記事によりの外れな批判を受け、さらに本件書籍の出版によりこの批判が正当なものであるかのように広められた。

20 このことに加え、被告石川が訂正等を一切しないまま本件書籍のアップロードを毎日のように行っていることも併せ考えると、被告石川の行為により原告が受けた精神的苦痛は著しく、これを金銭に評価すると、その額は 1,500,000 円を下らない。

ウ 弁護士費用

25 前記ア、イを合計した 2,003,000 円の 10 パーセント相当額である 200,300 円は、弁護士費用として損害に含まれる。

エ 小括

以上によれば、被告石川の不法行為により原告には 2,203,300 円の損害が生じている。

(5) 被告現代書館の共同不法行為責任

被告現代書館は出版社として、被告石川と客観的に関連共同して本件書籍を出版・販売し、領付したのだから、被告現代書館は原告に対し、被告石川とともに共同不法行為責任を負う。

4 原告の被告らに対する差止請求権等の発生

前記 3 (訴状 4 頁 22 行目以下) のとおり、原告は被告らの (共同) 不法行為によって、著作財産権及び著作者人格権を現に侵害されている。

したがって、原告は被告らに対し、本件書籍の販売差止及び侵害の停止等に必要な措置を求める権利が発生している (著作権法 112 条 1 項、2 項)。

第 3 結語

よって、原告は被告らに対し、

- ① 連帯して、(共同)不法行為に基づく損害賠償請求権として、2,203,300 円及びこれに対する本件書籍が発行された令和元年 11 月 20 日から支払済みまで、民法 (改正前) 所定の年 5 パーセントの割合による金員の支払いを
- ② 著作権法 112 条 1 項に基づき、本件書籍の複製、領布、製造、販売、販売のために展示の差止めを
- ③ 著作権法 112 条 2 項に基づき、本件書籍の廃棄をそれぞれ求める。

第 4 本訴訟提起に至る経緯

原告は、主に被告石川に対し、Twitter 上で、本件書籍において本件ツイートの趣旨が歪められていること、そのため、本件書籍を回収して欲しいこ

となどを繰り返し求めた。

しかし、被告石川は、自身の非を一切認めず、裁判によらなければ本件書籍の回収も、謝罪も、一切しないとの態度を表明した。さらには、原告に対し、弁護士費用を被告石川が負担するなどと述べて（但し、前金の場合は原告の氏名住所を被告石川に伝える必要があった。）、原告を挑発した（甲 32-1、甲 32-2：被告石川のツイート）。

他方で被告石川は、本件書籍が著作権法違反であると指摘するツイートが、被告石川に対する誹謗中傷であるとし、既にされたツイートを削除しなければ法的措置を検討するなどツイートした（甲 33-1：被告石川のツイート、甲 33-2：日刊スポーツ記事）。

また、被告石川は、いわゆるクラウドファンディングにより、被告石川に誹謗中傷をする者に対する法的措置をとるための資金援助を公募し、令和2年5月5日時点で合計210名から1,815,000円もの援助を受けたとのことである（甲 34：被告石川ツイート）。

そして、被告石川は現在も、自身のホームページで援助を募っているため（甲 35：「石川に対する誹謗中傷への法的措置のため、資金を募ります。」と題する記事）、さらに資金は集まっていると思われる。これまでに特段の収支報告はないようなので、いくらか使っていたとしても、大部分の援助金は被告石川の手元にあると思われる。

本件書籍については、原告以外にも被告らに対して訴訟を提起しようとする者がいる。しかし、被告石川が非常に強い発信力を持っているところ、本件書籍では、ツイートの趣旨を歪めたうえ、「クソリップ」をしたとされるアカウント名を躊躇なく公表し、特に強く敵視するアカウントに対しては「拳句の果てにはアカウント名含め書籍にまで載っちゃって」「あ、私が書籍デビューしたと同時にこいつのおかしな思想が私の本に載っちゃったのか」「引用掲載おめでとう」などと、極めて強い攻撃的、挑発的態度を示し

ている（甲5の71頁等参照）。

そのため、被告石川に対して訴訟を提起すると、住所氏名等個人情報が漏洩し、被告石川本人や、被告石川に親和的な者から実社会上の不利益を加えられる可能性があることや、仮に訴訟提起をすることも、多額の弁護士費用の負担が想定され、資金力において被告石川に劣後することから、訴訟提起に踏み出せない状況にある。

このように、社会的影響力が強い人物が、自身が不快に感じるツイートについて、その趣旨を歪めてまで書籍に掲載し、被告石川に対しクソリプを送った加害者であるかのように公表し、他方で当該ツイートをした者等が本件書籍の問題点を指摘すれば、これが誹謗中傷にあたるとして、自身の影響力を利用して集めた豊富な資金力を背景に法的措置をほのめかすことは、表現の萎縮を招くものであり、極めて問題である。

原告は、自身が名乗りを上げることで、同様の被害の拡大を防ごうと考え、本件を原告代理人に依頼し、上記リスクを踏まえてもなお、本件訴訟を提起することとした。

なお、原告がTwitter上で本訴訟提起の意思を固めたことについての被告石川のツイート（甲36：被告石川のツイート）によると、被告石川は本件訴訟提起を望んでいる様子である。また、本件ツイートは被告石川に向けられたものではないのに、被告石川は本件ツイートにより精神的苦痛を受けたとも述べている。

従前の経緯に加え、このような被告石川の態度によれば、被告らが原告の求めに応じる可能性は皆無である。また、原告としても従前の被告らの態度に鑑み、裁判所による厳正な判断を受けることを希望している。

よって、原告は、代理人を介する事前協議をすることなく、本訴訟提起に至った。

以上

証拠方法

別添証拠説明書記載のとおり

当事者目録

〒102-0083 東京都千代田区麴町 2-12-1 VORT 半蔵門 2 階
原告 XXXXXXXXXX

(送達場所)

〒102-0083 東京都千代田区麴町 2-12-1 VORT 半蔵門 2 階
インテグラル法律事務所
TEL : 03-3288-5250 / FAX : 03-3288-5210
原告訴訟代理人弁護士 小沢一仁

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目 2 番 5 号
株式会社現代書館 気付
被告 石川優実

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目 2 番 5 号
被告 株式会社現代書館
上記代表者代表取締役 菊地泰博

書籍目録

書籍名：#KuToo（クートゥー）靴から考える本気のフェミニズム

発行年月日：2019年11月20日

著者：石川優実

発行者：菊地泰博

発行所：株式会社現代書館

スレッド目録



染矢明日香@ビルコン 🌈 12/18セシルOPEN! 🥚 🐣 @... · 2019年6月6日 ▾

#KuToo に反発する人へ

✓ 1回8-9時間ほどパンプス履いて仕事してみて! 👍

好みとかマナー以前に健康の問題と分かるはず!

✓ スーツとか革靴が嫌なら、そういうキャンペーンしたらいいと思う! それはそれで応援する!

反パンプス運動「痛い靴で働くのは嫌」は当たり前



反パンプス運動「痛い靴で働くのは嫌」は当たり前

働く女性や就職活動をする女子学生の中から「#MeToo」ならぬ「#KuToo」運動としてハイヒール強要についてあがった抗議の声が話題にな...

business.nikkei.com

🗨️ 25 ↺ 544 ❤️ 1,151 ✉️



匡(たすく) ⚡️ ✨ 色々勉強ちう司書さん@FGO @tusk_sai... · 2019年6月6日 ▾

残念ながら、既に「男の方がラクなくせに」論調が目立ち、男女間の軋轢を煽るものになってしまったのが #Kutoo タグ。

真っ当に変えていきたいなら、もうタグなんて使わない方が支持が集まるかもしれませぬね。

🗨️ 1 ↺ 3 ❤️ 10 ✉️



ゴリラ♥@孫向文にブロックされました😭🙏 @asf170... · 2019年6月6日 ✓
オレは男だけどKutoolに賛同します。男は革靴を履いてもいいけど、女は革靴を履いちゃダメなんてTPOは間違ってます。

💬 2 ↻ 1 ❤️ 17 ✉



匡(たすく)⚡ M色々勉強ちう司書さん@FGO @tusk_sai... · 2019年6月6日 ✓
読解力の無いゴリラくんがここにも登場してネチ絡み中...
同じことを何回言わねばならないのかなあ。
おそらく、タグが男女間の軋轢を煽るものになってしまっている側面を意識したくないのだろうけれど。
それはもう事実なので、動かしようもないことです。

匡(たすく)⚡ M色々勉強ちう司書さん@FGO @tusk_sai...
「女の方が男よりも哀れで大変なのだ」に重点を置き、そこを何よりも譲りたくない。
そんなムーブメントは男女対立を煽り立てるだけで不毛であり、底が浅いと言っている。無駄どころか害悪でさえある。

💬 1 ↻ ❤️ 1 ✉



ゴリラ♥@孫向文にブロックされました😭🙏 @asf170... · 2019年6月6日 ✓
オレも「男女関係なく、皆ラクな格好で働こうよ」という主張には賛同しますよ。

それはそれとして、男は革靴を履いてもいいけど、女は革靴を履いちゃダメなんてTPOは間違ってますね。

💬 2 ↻ 2 ❤️ 12 ✉



はるかちゃん/吸血鬼ぬいぐるみ恋話 @iroa1991 · 2019年6月7日 ✓
そもそも女が革靴を履いちゃダメな認識って女の人が広めてる認識デスヨネ

💬 1 ↻ ❤️ ✉



ゴリラ♥@孫向文にブロックされました🙏🙏 @asf170... · 2019年6月7日

職場の服装規定って男の人は全く関わってないんですか？

1 1 1



はるかちゃん/吸血鬼ぬいぐるみ恋話 @iroa1991 · 2019年6月7日

よく考えてください

中年おじさん達にパンプスだとかハイヒールだとかウェッジソールやローファーとか女性の服装関連の細かい違いの区別つくと思いますか？

だいたい女性の方が流行らせたマナーやら流行を基盤にしたテンプレですよ

1 1 1



ゴリラ♥@孫向文にブロックされました🙏🙏 @asf170... · 2019年6月7日

職場の中心は今でもほとんどの場所で男性なのに、職場の服装規定に男性は無関係なんですか？

1 1 1



はるかちゃん/吸血鬼ぬいぐるみ恋話 @iroa1991 · 2019年6月7日

それは誘導させたい人の文の書き方ですね

服装規定を最終的に採用する方はその職場のその担当でしょう

そこには男女等関係ないです

そういうテンプレを作るに至ったいわゆるそれをマナーという形で広めたのは女性ですね

ちなみ服装規定とTPOは別だと思います

1 1 1



ゴリラ♥@孫向文にブロックされました🙏🙏 @asf170... · 2019年6月7日 ▾
服装規定って、職場の中心となる層を無視して担当が勝手に決めるものなんですか？

職場の中心はほとんどの場所で男性なのに、職場の服装に関するTPOに男性が全く関わっていないんですか？

🗨️ 1 🔄 🍷 1 📧



はるかちゃん/吸血鬼ぬいぐるみ恋話 @iroa1991 · 2019年6月7日 ▾
そもそもあなたのいう職場の中心となる人物とはどの役職の方を示すのでしょうか

🗨️ 1 🔄 🍷 📧



ゴリラ♥@孫向文にブロックされました🙏🙏 @asf170... · 2019年6月7日 ▾
日本の会社の社長って男性ばかりじゃないんですか？ヒール着用がTPOとなりつつあった昔の時代なら、なおさら。

🗨️ 1 🔄 🍷 2 📧



はるかちゃん/吸血鬼ぬいぐるみ恋話 @iroa1991 · 2019年6月7日 ▾
ではまずTPOについて説明しましょう

あなたが山へ登る時
あなたは裸足に海パンで山へ登りますか？

🗨️ 1 🔄 🍷 📧



ゴリラ♥@孫向文にブロックされました🙏🙏 @asf170... · 2019年6月7日 ▾
登りません。

🗨️ 1 🔄 🍷 📧



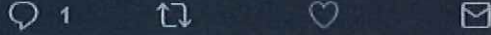
はるかちゃん/吸血鬼ぬいぐるみ恋話 @iroa1991 · 2019年6月7日 ▾
それはあなた以外の人も大体がそうですか？

🗨️ 1 🔄 🍷 📧



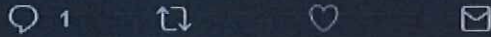
ゴリラ♥@孫向文にブロックされました🙄🙄 @asf170... · 2019年6月7日

そうだと思います。



はるかちゃん/吸血鬼ぬいぐるみ恋話 @iroa1991 · 2019年6月7日

ではそれを決めたのは誰ですか？



ゴリラ♥@孫向文にブロックされました🙄🙄 @asf170... · 2019年6月7日

昔の人でしょう。昔からの風習の話なら。



はるかちゃん/吸血鬼ぬいぐるみ恋話 @iroa1991 · 2019年6月7日

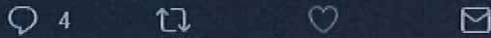
今の統一的な就活生の服装等になったのは主にSNSなどによる情報共有が進み
印象の良い服装を模索し画一化した結果であります



ゴリラ♥@孫向文にブロックされました🙄🙄 @asf170... · 2019年6月7日

就活の際に女性はパンプスを履きますよね。

あれって、職場の中心は男性なので、男性にとって印象の良い服装を模索した結果ですか？



はるかちゃん/吸血鬼ぬいぐるみ恋話 @iroa1991 · 2019年6月7日

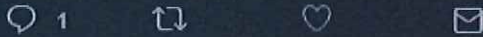
TPOで強制とかいてますが
そもそも就活の服装って10年ごとくらいに大きく変わってるんですね

それを男性が縛るなど不可能ですよ

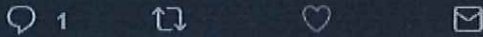




ゴリラ🍌@孫向文にブロックされました😭🙏 @asf170... · 2019年6月7日 ▾
職場での男性の服装は、男性だけが縛ってるんですか？



はるかちゃん/吸血鬼ぬいぐるみ恋話 @iroa1991 · 2019年6月7日 ▾
そもそも女性の服装を女性が縛っているとも書いていませんよ



ゴリラ🍌@孫向文にブロックされました😭🙏 @asf170... · 2019年6月7日 ▾
書いてるじゃないですか。

はるかちゃん/吸血鬼ぬいぐるみ恋話 @iroa1991
そもそも女が革靴を履いちゃダメな認識って女の人が広めてる認識デスヨネ



はるかちゃん/吸血鬼ぬいぐるみ恋話 @iroa1991 · 2019年6月7日 ▾
広めているであり縛っているではない

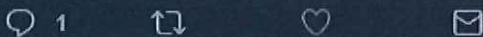


ゴリラ🍌@孫向文にブロックされました😭🙏 @asf170... · 2019年6月7日 ▾
「女は革靴を履いちゃダメ」と大声で言いまくっても、女性の服装を縛ろうとしてることにならないんですか？



はるかちゃん/吸血鬼ぬいぐるみ恋話 @iroa1991 · 2019年6月7日 ▾
実際に選択をするのは自分自身ですしそもそも革靴を履いてる人は現にいますからね

10年もすれば自然と革靴を履く女性も増えるのではと思いますよ





ゴリラ♥@孫向文にブロックされました😭🙏 @asf170... · 2019年6月7日 ▾
「女は革靴を履いちゃダメ」と大声で言いまくるのは、女性の服装を縛ろうとしてるのと同じですよ。

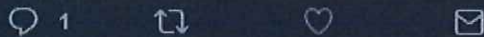
職場の中心は今でも男性なのに、職場の服装のTPOに男性が無関係なわけがないです。



はるかちゃん/吸血鬼ぬいぐるみ恋話 @iroa1991 · 2019年6月7日 ▾
職場の服装のTPOに関して言えば男性は無関係ですよ？

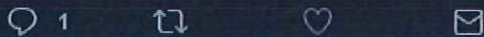


ゴリラ♥@孫向文にブロックされました😭🙏 @asf170... · 2019年6月7日 ▾
職場の服装のTPOに女性も無関係ですか？



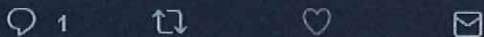
はるかちゃん/吸血鬼ぬいぐるみ恋話 @iroa1991 · 2019年6月7日 ▾
職場の女性の服装のTPOは女性が決めるのです

そしてTPOだからと服装規定としてパンプス及び7cm以上のハイヒールを押し付けるような会社は全体の極小数ですね



ゴリラ♥@孫向文にブロックされました😭🙏 @asf170... · 2019年6月7日 ▾
職場の女性の服装のTPOに、男性は無関係で女性が決めているって話は同意できませんね。

職場に水着で入ってきても、男性は女性の服装に文句を言わないんですか？



はるかちゃん/吸血鬼ぬいぐるみ恋話 @iroa1991 · 2019年6月7日 ▾
職場に水着で入ることは大多数の女性から見て当たり前のことですか？





ゴリラ♥@孫向文にブロックされました😭👊 @asf170... · 2019年6月7日 ▾
服装のTPOと服装に関する常識の違いは何ですか？

🗨️ 1 🔄 ❤️ 📧



はるかちゃん/吸血鬼ぬいぐるみ恋話 @iroa1991 · 2019年6月7日 ▾
あなたにとって水着で職場に行くことは常識なんですか？

🗨️ 1 🔄 ❤️ 📧



ゴリラ♥@孫向文にブロックされました😭👊 @asf170... · 2019年6月7日 ▾
山に登る時、裸足に海パンという話をTPOの例として挙げてたじゃないですか。

はるかちゃん/吸血鬼ぬいぐるみ恋話 @iroa1991
ではまずTPOについて説明しましょう

あなたが山へ登る時
あなたは裸足に海パンで山へ登りますか？

🗨️ 3 🔄 ❤️ 1 📧



はるかちゃん/吸血鬼ぬいぐるみ恋話 @iroa1991 · 2019年6月7日 ▾
そして私は尋ねましたよね？それは大多数の方がそれに対して賛同するのかと

🗨️ 1 🔄 ❤️ 📧



ゴリラ♥@孫向文にブロックされました😭👊 @asf170... · 2019年6月7日 ▾
服装のTPOを決めるのに男性は関与しないんですか？

TPOから逸脱していれば、男性から苦言を呈されるのは当たり前なんですか？

🗨️ 2 🔄 ❤️ 📧



はるかちゃん/吸血鬼/ぬいぐるみ/恋話

@iroa1991

フォロー中

返信先: @asf17074127さん

逆に言いますが
男性が海パンで出勤しても#kutooの賛同者は
それを容認するということによろしいです
か？

13:03 - 2019年6月7日

1件のリツイート 4件のいいね



1



1



4



ツイート目録

アカウント名：はるかちゃん/吸血鬼/ぬいぐるみ/恋話

ユーザー名；@iroa1991

投稿日時：2019年6月7日13時22分

投稿内容：逆に言いますが

男性が海パンで出勤しても#kutoo の賛同者はそれを容認すると言
うことでよろしいですか？

対象記事目録

2 #KuToo バックラッシュを突く 140字の問い

Tweets



はるちゃん / めいぐるみ / 恋話 @iroa1991

逆に言いますが男性が海パンで出勤しても #KuToo の賛同者はそれを容認するということでしょうか？

<https://twitter.com/iroa1991/status/113584622479272960>



石川優実

そんな話はしてないですね。もしも #KuToo が「女性に職場に水着で出勤する権利を！」ならば容認するかもしれないですが、#KuToo は「男性の履いている革靴も選択肢にいられて」なので。



72

逆が全然逆じゃない系

なんで女性の格闘題の逆が水着になるんだよ 笑。全然よろしくないわ！「逆に」の使い方もかしいよ！ #KuToo を男性が海パンで出勤する話に繋げるこの人の思考回路、どうなっているんだろう。この人が海パンで出勤したい願望あるのかな？ 海の家とかプールで働くことをおすすめしたいです……。そこで女性のみ水着での勤務が許されていて、男性はサウナスーツです、という状況だったら「俺たちにも水着を着る権利を！」ってなるんじゃないかな。逆に（ってこういうふうに使うんだよね？）、女性が「私たちにもサウナスーツを着る権利を！」とか。#KuToo っていうのはそういう感じの運動です。

こういう人たちが、リアルな会話はどうなってるんだろうか……。リアルでもこんなに会話が噛み合わないのかな。でもさすがに対面でこんなへんてこりんな人に会ったことないし……。Twitterになると急にバグるとか？

73